

1. 申告書の書き方

市県民税は、1月1日から12月31日までの1年間に得た所得に対して課税されますので、所得金額及び控除額について申告してください。

(1) 所得の種類及び計算方法（申告書の「1 収入金額等」及び「2 所得金額」）

種類		所得の内容	
事業	①営業	販売、製造、飲食、サービスなどの営業、外交員、ホステス、検針員などの事業をしている方は、収入金額（売上代金など）を「ア」に、必要経費（販売した商品や製品の原価、雇人費、修繕費など）を差し引いた所得金額を①にそれぞれ記入してください。※(注) 必要経費、所得金額の算出には収支内訳書（別紙）を使用し、申告の際には添付してください。	取引の記録や帳簿の保存がない場合には、基本的には事業所得ではなく雑（業務）所得に区分されます。ただし、収入金額が300万円を超える場合には事業所得と認められる場合があります。
	②農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得です。収入金額（農産物の販売代金や自家消費分の金額など）を「イ」に、必要経費（種苗代、肥料代、減価償却費など）を差し引いた所得金額を②にそれぞれ記入してください。必要経費、所得金額の算出には収支内訳書（別紙）を使用し、申告の際には添付してください。	
	③不動産	地代、家賃、貸間代など収入のあった方は収入額を「ウ」に、必要経費（固定資産税、修繕費、減価償却費など）を差し引いた所得金額を③にそれぞれ記入してください。	
	④利子	所得税の源泉対象とならない日本国外の銀行等に預けた預金の利子などが対象となります。受け取った利子等の金額を「エ」、④にそれぞれ記入してください。	
	⑤配当	株式等の配当、証券投資信託の収益の分配、出資の余剰金の分配などの所得です。所得税において確定申告しないことを選択した非上場株式の少額配当についても申告しなければなりません。収入金額（税込み）を「オ」に、必要経費（株式などの元本の取得に要した負債の利子）を差し引いた所得金額を⑤にそれぞれ記入してください。なお、申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」に必要事項を記入してください。	
	⑥給与	給料、賃金、賞与などの所得です。収入金額（社会保険料、税金などを差し引く前の金額）を「カ」に、所得金額を⑥に記入してください。所得金額の算出方法は「別表1. 給与所得の計算」を参照してください。なお、申告書裏面の「6 給与所得に関する事項」に必要事項を記入してください。	
雑	⑦公的年金等	年金、恩給などの所得です。収入金額（社会保険料、税金などを差し引く前の金額）を「キ」に記入してください。所得金額の算出方法は「別表2. 公的年金等に係る所得の計算」を参照してください。	「2 所得金額」の⑩には、「公的年金等に係る所得」と「業務にかかる雑所得」、「その他の雑所得」の合計を記入してください。
	⑧業務	原稿料、講演料などで他のいずれの所得にも該当しない所得です。収入金額（税金などを差し引く前の金額）を「ク」に記入してください。	
	⑨その他	互助年金、個人年金などで他のいずれの所得にも該当しない所得です。収入金額（税金などを差し引く前の金額）を「ケ」に記入してください。※(注)	

種類		所得の内容
⑪	総合譲渡	総合譲渡…機械、船舶、ゴルフ会員権、書画、車両などの資産を譲渡した時の所得です。(取得してから5年以内に譲渡したものは短期、それ以外は長期になります。)
	一時	一時…生命保険の満期払戻金、賞金、懸賞当選金などのような一時的な所得です。

※(注) 次の①と②のいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算について特例があります。

- ① 家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
- ② 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円未満の方

別表1. 給与所得の計算

給与収入金額	給与所得金額
550,999円以下	0円
551,000円以上 1,618,999円以下	給与収入－550,000円
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円
1,628,000円以上 1,799,999円以下	(A) : 給与収入金額を4で割って千円未満を切り捨てた額 $(A) \times 2.4 + 100,000$ 円 $(A) \times 2.8 - 80,000$ 円 $(A) \times 3.2 - 440,000$ 円
1,800,000円以上 3,599,999円以下	
3,600,000円以上 6,599,999円以下	
6,600,000円以上 8,499,999円以下	給与収入 \times 0.9－1,100,000円
8,500,000円以下	給与収入－1,950,000円

別表2. 公的年金等に係る所得の計算

公的年金の収入 (A)		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下	$(A) - 60$ 万円	$(A) - 50$ 万円	$(A) - 40$ 万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 75\% - 27.5$ 万円	$(A) \times 75\% - 17.5$ 万円	$(A) \times 75\% - 7.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 85\% - 68.5$ 万円	$(A) \times 85\% - 58.5$ 万円	$(A) \times 85\% - 48.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 95\% - 145.5$ 万円	$(A) \times 95\% - 135.5$ 万円	$(A) \times 95\% - 125.5$ 万円
	1,000万円超	$(A) - 195.5$ 万円	$(A) - 185.5$ 万円	$(A) - 175.5$ 万円
65歳以上	330万円以下	$(A) - 110$ 万円	$(A) - 100$ 万円	$(A) - 90$ 万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 75\% - 27.5$ 万円	$(A) \times 75\% - 17.5$ 万円	$(A) \times 75\% - 7.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 85\% - 68.5$ 万円	$(A) \times 85\% - 58.5$ 万円	$(A) \times 85\% - 48.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 95\% - 145.5$ 万円	$(A) \times 95\% - 135.5$ 万円	$(A) \times 95\% - 125.5$ 万円
	1,000万円超	$(A) - 195.5$ 万円	$(A) - 185.5$ 万円	$(A) - 175.5$ 万円

・所得金額調整控除について

令和2年分以後の総所得金額の計算において、以下の要件に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超える方で、次のアからウのいずれかに該当する場合。

ア 本人が特別障害者に該当する場合

イ 23歳未満の扶養親族がいる場合

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる場合

給与所得の金額－ [(給与等の収入金額※－850万円) ×10%]

※ 給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円

(注) この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の23歳未満の扶養親族である子がいる場合、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

(2) 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等にかかる雑所得の金額がある方で、給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等にかかる雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合の総所得金額は以下により算出します。

給与所得の金額(注2)－ [(給与所得控除後の給与等の金額(注1)＋公的年金等にかかる雑所得の金額(注1))－10万円]

(注) 1 それぞれ10万円を超える場合は10万円

2 上記(1)の所得金額調整控除の適用がある場合には、その適用後の金額

(2) 所得控除 (申告書の「4 所得から差し引かれる金額」)

市県民税は、納税者の個人的な事情により税の負担能力が異なることを考慮して、所得金額から次の所得控除額を控除します。なお、市県民税の所得控除額は、所得税の所得控除額とは異なりますのでご注意ください。

種類	控除の内容																						
⑬ 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、負担した社会保険料 (国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、厚生年金保険料、農業者年金保険料等) で前年中に支払った金額が控除額になります。																						
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づき支払った掛金 (旧第 2 種共済掛金を除く) または確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、もしくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金で前年中に支払った金額が控除額になります。																						
⑮ 生命保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った生命保険契約等、個人年金保険契約等及び介護保険契約等に係る保険料または掛金が控除の対象になります。</p> <table border="1" data-bbox="427 949 1385 1496"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新契約</td> <td>12,000 円以下</td> <td>支払った保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000 円超 32,000 円以下</td> <td>支払額 × 1 / 2 + 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,000 円超 56,000 円以下</td> <td>支払額 × 1 / 4 + 14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,000 円超</td> <td>一律 28,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">旧契約 (平成 23 年 12 月 31 日以前 の契約)</td> <td>15,000 円以下</td> <td>支払った保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000 円超 40,000 円以下</td> <td>支払額 × 1 / 2 + 7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,000 円超 70,000 円以下</td> <td>支払額 × 1 / 4 + 17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,000 円超</td> <td>一律 35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新契約と旧契約の両方がある場合は、各控除限度額は 28,000 円、合計適用限度額は 70,000 円</p>		区分	支払金額	生命保険料控除額	新契約	12,000 円以下	支払った保険料等の全額	12,000 円超 32,000 円以下	支払額 × 1 / 2 + 6,000 円	32,000 円超 56,000 円以下	支払額 × 1 / 4 + 14,000 円	56,000 円超	一律 28,000 円	旧契約 (平成 23 年 12 月 31 日以前 の契約)	15,000 円以下	支払った保険料等の全額	15,000 円超 40,000 円以下	支払額 × 1 / 2 + 7,500 円	40,000 円超 70,000 円以下	支払額 × 1 / 4 + 17,500 円	70,000 円超	一律 35,000 円
区分	支払金額	生命保険料控除額																					
新契約	12,000 円以下	支払った保険料等の全額																					
	12,000 円超 32,000 円以下	支払額 × 1 / 2 + 6,000 円																					
	32,000 円超 56,000 円以下	支払額 × 1 / 4 + 14,000 円																					
	56,000 円超	一律 28,000 円																					
旧契約 (平成 23 年 12 月 31 日以前 の契約)	15,000 円以下	支払った保険料等の全額																					
	15,000 円超 40,000 円以下	支払額 × 1 / 2 + 7,500 円																					
	40,000 円超 70,000 円以下	支払額 × 1 / 4 + 17,500 円																					
	70,000 円超	一律 35,000 円																					
⑯ 地震保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が所有している住宅や家財等の資産について生じた損失の額を補てんする地震保険などの保険料や、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険料を支払った場合が控除の対象になります。控除額の算出方法は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="427 1731 1385 2033"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払金額</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険</td> <td>50,000 円以下</td> <td>支払額 × 1 / 2</td> </tr> <tr> <td>50,000 円超</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期 契約</td> <td>5,000 円以下</td> <td>支払った保険料等の金額</td> </tr> <tr> <td>5,000 円超 15,000 円以下</td> <td>支払額 × 1 / 2 + 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円超</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>地震保険と旧長期契約の両方がある場合は、適用限度額は 25,000 円</p>		区分	支払金額	地震保険料控除額	地震保険	50,000 円以下	支払額 × 1 / 2	50,000 円超	25,000 円	旧長期 契約	5,000 円以下	支払った保険料等の金額	5,000 円超 15,000 円以下	支払額 × 1 / 2 + 2,500 円	15,000 円超	10,000 円						
区分	支払金額	地震保険料控除額																					
地震保険	50,000 円以下	支払額 × 1 / 2																					
	50,000 円超	25,000 円																					
旧長期 契約	5,000 円以下	支払った保険料等の金額																					
	5,000 円超 15,000 円以下	支払額 × 1 / 2 + 2,500 円																					
	15,000 円超	10,000 円																					

この控除を受ける方は控除に関する証明書・領収書等を添付するか提示してください。

種類		控除の内容																
⑰～⑱ 寡婦・ひとり親 控除	寡婦	<p>あなたが次のいずれかに該当する場合控除の対象になります。《控除額：26万円》</p> <p>①夫と離別後婚姻していない方で、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下であり、事実上の婚姻関係にある者がいないこと</p> <p>②夫と死別後婚姻していない方又は夫が生死不明の方で、合計所得金額が500万円以下であり、事実上の婚姻関係にある者がいないこと</p>																
	ひとり親	<p>現に婚姻をしていない方又は配偶者が生死不明の方で、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限る。）を有し、合計所得金額が500万円以下であり、事実上の婚姻関係にある者がいないこと。《控除額：30万円》</p>																
⑲ 勤労学生控除		<p>あなたが学生または生徒で合計所得金額が75万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合控除の対象になります。《控除額：26万円》</p>																
⑳ 障害者控除		<p>あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族が障害者である場合控除の対象になります。障害者の氏名欄にその障害者の氏名を記入してください。また、その人が特別障害者である場合には氏名を○で囲んでください。</p> <p>【障害者】 次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方 ・65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている方 など 《控除額：26万円》 <p>【特別障害者】 障害者のうち、次の特に重度の障害のある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている方 ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方 ・重度の知的障害者と判定された方 など 《控除額：30万円》 <p>【同居特別障害者】 上記の特別障害者のうち、同居している方 《控除額：53万円》</p>																
㉑ 配偶者控除		<p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（内縁関係は含まない）の合計所得金額が48万円以下の場合次のいずれかの控除の対象になります。（他の人の扶養親族となっている人、専従者になっている人を除く）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">配偶者の 合計所得金額</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">控除者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円以下</td> <td>33万円 (38万円)</td> <td>22万円 (26万円)</td> <td>11万円 (13万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は老人控除対象配偶者（賦課期日：1月1日時点で70歳以上）の場合</p>			配偶者の 合計所得金額	控除額			控除者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
配偶者の 合計所得金額	控除額																	
	控除者の合計所得金額																	
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下															
48万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)															

種類	控除の内容																																										
⑳ 配偶者特別控除	<p>あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者（内縁関係は含まない）の合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下である場合次の区分により控除の対象になります。</p> <p>※配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。</p> <p>※青色専従者給与の支払いを受けている方及び事業専従者の方は配偶者特別控除を受けることはできません。</p>																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 479 778 528" rowspan="3">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3" data-bbox="778 479 1469 528">控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="3" data-bbox="778 528 1469 577">控除者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="778 577 991 674">900 万円以下</th> <th data-bbox="991 577 1217 674">900 万円超 950 万円以下</th> <th data-bbox="1217 577 1466 674">950 万円超 1,000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 674 778 723">48 万円超 95 万円以下</td> <td data-bbox="778 674 991 723" rowspan="2">33 万円</td> <td data-bbox="991 674 1217 723" rowspan="2">22 万円</td> <td data-bbox="1217 674 1466 723" rowspan="3">11 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 723 778 772">95 万円超 100 万円以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 772 778 822">100 万円超 105 万円以下</td> <td data-bbox="778 772 991 822">31 万円</td> <td data-bbox="991 772 1217 822">21 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 822 778 871">105 万円超 110 万円以下</td> <td data-bbox="778 822 991 871">26 万円</td> <td data-bbox="991 822 1217 871">18 万円</td> <td data-bbox="1217 822 1466 871">9 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 871 778 920">110 万円超 115 万円以下</td> <td data-bbox="778 871 991 920">21 万円</td> <td data-bbox="991 871 1217 920">14 万円</td> <td data-bbox="1217 871 1466 920">7 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 920 778 969">115 万円超 120 万円以下</td> <td data-bbox="778 920 991 969">16 万円</td> <td data-bbox="991 920 1217 969">11 万円</td> <td data-bbox="1217 920 1466 969">6 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 969 778 1019">120 万円超 125 万円以下</td> <td data-bbox="778 969 991 1019">11 万円</td> <td data-bbox="991 969 1217 1019">8 万円</td> <td data-bbox="1217 969 1466 1019">4 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1019 778 1068">125 万円超 130 万円以下</td> <td data-bbox="778 1019 991 1068">6 万円</td> <td data-bbox="991 1019 1217 1068">4 万円</td> <td data-bbox="1217 1019 1466 1068">2 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1068 778 1117">130 万円超 133 万円以下</td> <td data-bbox="778 1068 991 1117">3 万円</td> <td data-bbox="991 1068 1217 1117">2 万円</td> <td data-bbox="1217 1068 1466 1117">1 万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控除額			控除者の合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	95 万円超 100 万円以下	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
	配偶者の合計所得金額		控除額																																								
			控除者の合計所得金額																																								
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下																																							
	48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円																																							
	95 万円超 100 万円以下																																										
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円																																								
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円																																							
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円																																							
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円																																							
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円																																								
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円																																								
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円																																								
㉑ 扶養控除	<p>あなたと生計を一にする親族のうち合計所得金額が 48 万円以下の場合、次のいずれかの控除の対象になります。（他の人の扶養親族となっている人、専従者になっている人を除く）</p>																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="432 1283 1099 1332">区分</th> <th data-bbox="1099 1283 1469 1332">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1332 778 1480" rowspan="3">一般扶養親族</td> <td data-bbox="778 1332 1099 1382">年少扶養（16 歳未満）</td> <td data-bbox="1099 1332 1469 1382">0 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1382 1099 1431">16 歳以上 19 歳未満</td> <td data-bbox="1099 1382 1469 1431">330,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1431 1099 1480">23 歳以上 70 歳未満</td> <td data-bbox="1099 1431 1469 1480">330,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1480 778 1529">特定扶養親族</td> <td data-bbox="778 1480 1099 1529">19 歳以上 23 歳未満</td> <td data-bbox="1099 1480 1469 1529">450,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1529 778 1626" rowspan="2">老人扶養親族</td> <td data-bbox="778 1529 1099 1579">同居老親等以外</td> <td data-bbox="1099 1529 1469 1579">380,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1579 1099 1626">同居老親等</td> <td data-bbox="1099 1579 1469 1626">450,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		控除額	一般扶養親族	年少扶養（16 歳未満）	0 円	16 歳以上 19 歳未満	330,000 円	23 歳以上 70 歳未満	330,000 円	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	450,000 円	老人扶養親族	同居老親等以外	380,000 円	同居老親等	450,000 円																								
	区分		控除額																																								
	一般扶養親族	年少扶養（16 歳未満）	0 円																																								
		16 歳以上 19 歳未満	330,000 円																																								
		23 歳以上 70 歳未満	330,000 円																																								
	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	450,000 円																																								
老人扶養親族	同居老親等以外	380,000 円																																									
	同居老親等	450,000 円																																									
<p>※老人扶養親族とは賦課期日（1月1日）時点で70歳以上の方です。</p>																																											
<p>※同居老親等とは老人扶養親族のうちあなたとあなたの配偶者の直系尊属（父母、祖父母等）で同居を常況としている方です。</p>																																											

種類	控除の内容											
②④ 基礎控除	<p>合計所得金額の区分に応じ、下記の金額が控除の対象になります。</p> <table border="1" data-bbox="470 230 1426 477"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>290,000円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用無し</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得金額	控除額	2,400万円以下	430,000円	2,400万円超～2,450万円以下	290,000円	2,450万円超～2,500万円以下	150,000円	2,500万円超	適用無し
合計所得金額	控除額											
2,400万円以下	430,000円											
2,400万円超～2,450万円以下	290,000円											
2,450万円超～2,500万円以下	150,000円											
2,500万円超	適用無し											
②⑥ 雑損控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で、総所得金額等が、48万円以下の方の有する資産について、前年中に災害や盗難、横領により損失を受けたとき控除の対象になります。「損害金額（災害関連支出を含む）－保険金などで補填される金額」（A）を基として計算した、次の①と②のいずれか多いほうの金額となります。</p> <p>① Aの金額 － （総所得金額等の合計額×10%）</p> <p>② Aの金額のうち災害関連支出の金額 － 5万円</p>											
②⑦ 医療費控除	<p>下記のA・Bのいずれかの要件を満たす方は、いずれかを選択して一定の控除を受けることができます。（医療費及び特定一般用医薬品等購入費は、いずれも前年中に支払ったものが対象となります。）</p> <p>A. あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、一定の所得控除を受けることができます。控除額は次のとおりです。</p> <p>（医療費 － 生命保険等による補てん金）－（総所得金額等の5%と10万円のいずれか少ない額）《控除限度額200万円》</p> <p>※所定の様式により医療費の明細書を作成した場合は、領収書を提出・掲示する必要はありません。領収書は5年間の保管が義務付けられています。</p> <p>B. 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。控除額は次のとおりです。</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費（10万円を限度））－（1万2千円）《控除限度額8万8千円》</p> <p>※適用を受ける年分において、特定一般用医薬品等購入に関する領収書と、一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）が必要です。</p> <p>※A・Bはいずれか一方のみの適用となり、申告時にどちらを適用するか選択していただく必要があります。一方の控除を適用する申告をした後、他方の控除に変更する申告はできませんのでご注意ください。</p>											

この控除を受ける方は控除に関する証明書・領収書等を添付するか提示してください。

※①から③の判定は、該当する年の12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡の日）の現況で判定します。

2. 市県民税の計算方法

市県民税は下記の計算方法に基づいて算出されます。

ただし、次のいずれかに該当する方は、市県民税が非課税になります。

○生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

○障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の方で、合計所得金額が135万円以下の方

○所得金額が非課税限度額以下の方

・均等割の非課税限度額：(本人+扶養親族等の人数) × 28万円 + 加算額16万8千円 + 10万円

・所得割の非課税限度額：(本人+扶養親族等の人数) × 35万円 + 加算額32万円 + 10万円

※加算額は、扶養親族等を有する場合のみ加算されます。

※均等割は合計所得金額で、所得割は総所得金額等の合計額で計算します。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{所得から差し引かれる金額}} = \boxed{\text{課税標準額}} \\ & \hspace{15em} (1,000 \text{円未満切り捨て)} \\ & \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率10\% (市民税6\%、県民税4\%)}} - \boxed{\text{税額控除}} = \boxed{\text{所得割額}} \\ & \hspace{15em} (100 \text{円未満切り捨て)} \\ & \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額}} = \boxed{\text{市県民税年税額}} \end{aligned}$$

◎税率

市民税：均等割額 3,000円、所得割額 6% 県民税：均等割額 1,500円、所得割額 4%

国税：森林環境税 1,000円

※主な税額控除

【調整控除】

税源移譲による個人の負担増を調整するため、市県民税と所得税の人的控除（基礎控除や扶養控除等）の差に応じて市県民税所得割額から一定の額を減額する控除です。

【寄付金税額控除】

都道府県、市区町村、住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社支部に対する寄附金等について、市県民税所得割額から一定の額を減額する控除です。

【住宅借入金等特別税額控除】

該当する年分の年末調整・確定申告により所得税の住宅ローン控除の適用を受けており、かつ、所得税から控除しきれない額がある場合、市県民税所得割額から一定の額を減額する控除です。

お問い合わせ先 霧島市役所 代表電話番号：0995-45-5111

本庁（国分庁舎） 税務課 市民税グループ（内線：1371～1378）

溝辺総合支所 地域振興課 税務グループ（内線：6010）

横川総合支所 地域振興課 税務グループ（内線：6341・6342）

牧園総合支所 地域振興課 税務グループ（内線：5423）

霧島総合支所 地域振興課 税務グループ（内線：5760・5761）

福山総合支所 地域振興課 税務グループ（内線：6806～6808）

※所得税に関するお問い合わせは、現住所地の管轄税務署へお願いします。

加治木税務署 電話番号：0995-62-2161